

D 4 - 2 1
5 年 保 存 (常)
(令和7年12月31日まで)
F N . D 4 - 5 - 0
鹿 免 管 第 6 5 7 号
令 和 2 年 6 月 1 2 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本		部		長	
担当	行政処分企画係	Tel			

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の一部改正について（通達）

行政処分未執行者に対する出頭命令及び免許証保管措置については、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」（平成29年3月10日付け鹿免管第467号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る出頭命令書及び保管証の様式を追加するなど別添「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管症に関する事務処理要領」の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和2年7月1日から施行し、旧通達は令和2年6月30日限り廃止する。

別 添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

運転免許制度における行政処分の目的は、危険性のある運転者を道路交通の場から排除することによって道路における交通の危険を防止することにある。

このため、行政処分は、迅速かつ適正に執行されなければならないが、運転免許の取消し、停止処分又は国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る運転禁止処分等を受けるべき者が所在不明となり、行政処分を執行されないまま運転を継続している場合がある。

このような行政処分未執行者に対しては、いわゆる行政処分手配を行って対処しているところであり、警察官が行政処分手配者を発見した場合は、その者の運転免許証（以下「免許証」という。）、国際運転免許証又は外国運転免許証を保管して行政処分執行のための出頭を命ずることができる。

この事務処理要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うための必要な事項を定めるものである。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書並びに別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書・免許証保管証」とは、法第104条の3第2項の規定による「出頭命令書」（府令別記様式第19の3の5）及び法第104条の3第3項の規定による「免許証保管証」（府令別記様式第19の3の6）の共用書式の書面をいう。
- (3) 「出頭命令書」とは、国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に係る法第107条の5第11項の規定において準用する法第104条の3第2項の規定による書面（府令別記様式第22の6の2）をいう。
- (4) 「保管証」とは、国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に係る法第107条の5第11項の規定において準用する法第104条の3第3項の規定による書面（国際運転免許証の保管に係るものについては府令別記様式第22の6の3、外国運転免許証の保管に係るものについては別記様式第22の6の4）をいう。
- (5) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第4項の規定による通知のための書面（府令別記様式第19の3の7）及び法第107条の5第11項において準用する法第104条の3第4項の規定による通知のための書面（府令別記様式第22の6の5）をいう。

(6) 「行政処分手配者」とは、所在不明により行政処分執行ができない者、免許管理課に行政処分を執行するため出頭を求めたが不出頭の者又は意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与を欠席した者で、警察署長に行政処分の執行を指示する際、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領（平成31年1月30日付け警察庁丙運発第5号ほか）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

なお、本要領においては、所在不明に係る処分手配者を「所在不明手配者」とし、警察署長に行政処分執行を指示した行政処分手配者を「その他手配者」として区別して表記するものとする。

(7) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。

(8) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署、交通部免許管理課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。

(9) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。

(10) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。

(11) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡、協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うこと。

4 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 所在不明手配者登録

免許管理課長は、所在不明手配者を処分手配登録したときは、「運転免許の行政処分事務に関する報告要領及び様式の制定について（通達）（令和2年3月9日付け鹿免管第276号）」に定める行政処分手配者名簿を作成し、処分書等及び免許・不適格事実照会結果の通報データとともに管理の上、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるように整備しておくこと。

(2) その他手配者登録

免許管理課長は、その他手配者登録の上、行政処分執行指示書、処分書等を警察署長に送付したときは、警察署長に送付した行政処分執行指示書の行政処分執行指示書（免許管理課用）を警察署別に管理し、認知警察官からの照会に対して正確に回答できるように整備しておくこと。

(3) 執務時間外における引継ぎ

免許管理課行政処分企画係（以下「企画係」という。）は、執務時間外における照会等に対応できるように行政処分手配者名簿を免許管理課当直に引き継ぐこと。

5 措置要領の作成と引継ぎ

(1) 免許管理課における措置要領の作成

免許管理課は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領（以下「措置要領」という。）をあらかじめ定めておくこと。

措置要領は、処分種別又は行政処分手配者の住所別による処分の執行場所等の実情を踏まえた上で、出頭命令通知書、保管した運転免許証（国際運転免許証及び外

国運転免許証を含む。), 処分書等, 行政処分関係書類の写し等の到達に要する期間等を考慮して定めること。

(2) 措置要領の引継ぎ

措置要領は, 執務時間外における協議に応じることができるよう執務時間終了時に免許管理課当直に引き継ぐこと。

6 出頭命令・免許証保管等に係る様式

(1) 「出頭命令書・免許証保管証」の様式

府令第30条の5に規定の「出頭命令書」及び府令第30条の7の規定の「免許証保管証」の共用書式の書面である「出頭命令書・免許証保管証」は別記第1号様式とする。

(2) 国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る「出頭命令書」の様式

府令第37条の5の2第2項に規定の「出頭命令書」は別記第2号様式とする。

(3) 国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る「保管証」の様式

府令第37条の5の2第5項に規定の国際運転免許証の「保管証」は別記第3号様式とし, 外国運転免許証の「保管証」は別記第4号様式とする。

(4) 出頭命令通知書

府令第30条の8に規定の「出頭命令通知書」は別記第5号様式とし, 国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る府令第37条の5の2第6項に規定の「出頭命令通知書」は別記第6号様式とする。

第2 行政処分手配者発見時の事務措置要領

行政処分手配者を発見した際は, 別表第1及び別表第2の要領によるほか, 次のとおり処理すること。この場合, 所属署等以外の本部部署に所属する警察官が発見したときは, 直ちに最寄りの所属署等に引き継ぐなどの措置を講じ, 引継ぎを受けた所属署等は, 免許管理課長(担当係は企画係)へ報告の上, 具体的指示を受けること。

1 行政処分手配者発見時の認知警察官の措置要領

(1) 情報管理課照会係への照会時の確認項目

認知警察官は, 情報管理課照会係(以下「照会センター」という。)から行政処分手配者(違反処分未了手配)である旨の回答を得たときは, 手配年月日, 手配県警察, 行政処分手配者の氏名, 生年月日, 処分種別及び処分日数を確認すること。

なお, 免許証不携帯の場合には, 免許証番号も併せて確認すること。

(2) 現住所の確認

行政処分手配者を発見したときの当該手配者の現住所が, 当該処分手配時の住所と異なっていないかどうかを確認すること。

(3) 出頭命令

ア 行政処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答があったときは, 出頭命令の措置をとることとなるが, 同出頭命令の措置を講じる際は, 免許管理課長(担当は企画係)へ報告するとともに

- ・ 処分は既に執行されている

- ・ 処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、企画係（執務時間外は免許管理課当直）を通じて、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、交通部当直（本県警察の処分手配のときは企画係又は免許管理課当直。以下「企画係等」という。））に照会し、

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講じること。

イ 本県行政処分手配者を発見した場合

認知警察官は、行政処分手配者を発見したときは、企画係等に行政処分手配者を発見した旨を電話報告し、企画係等は、出頭場所について、住所地を管轄する警察署と協議の上、当該警察署又は免許管理課に指定するとともに、出頭日については、発見の日から原則として20日以内に指定するものとする。

なお、その他手配者である場合は、行政処分執行を指示している警察署と協議の上、警察署から当該手配者に対する連絡、出頭の確約及び居住実態の把握状況を考慮の上、出頭命令及び免許証保管の必要性を検討するものとする。

ウ 本県以外の都道府県警察において処分手配登録している行政処分手配者を発見した場合

イのとおり、企画係等に電話報告し、企画係等は、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時、場所を指定すること。

また、行政処分手配者の発見時の住所が処分手配時の住所と異なり、現住所が本県以外の都道府県警察の管轄区域であるときは、手配県警察の行政処分担当課と現住所地を管轄する住所地県警察の行政処分担当課において協議の上、出頭日時及び場所を指定することになることから、その協議結果に基づき、出頭命令及び免許証保管の措置を講じること。

(4) 「出頭命令書・免許証保管証」の作成及び交付

行政処分手配者に対して出頭命令とともに免許証を保管するときの「出頭命令書・免許証保管証」の作成要領については、別表第3及び次の要領によること。

ア 出頭日時及び場所の指定

(3)イ、ウにより指定の上、当該「出頭命令書・免許証保管証」の出頭日時及び出頭場所の項目に記載すること。

イ 免許証を保管する際の教示

免許証を保管する際は、免許証保管の趣旨のほか、「出頭命令書・免許証保管証」の備考欄に記載してある留意事項について教示すること。

ウ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合は、「出頭命令書・免許証保管証」の免許証保管証の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以下を斜線でそれぞれ削除し、命令者の訂正印を押して交付すること。

エ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、出頭命令のみを行い、「出頭命令書・免許証保管証」の作成及び交付は、ウのとおりとし、免許証保管の措置は講じないものとする。

なお、この場合において、出頭日時は、免許証の有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

オ 交通違反をしている場合における免許証に係る措置

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、企画係等に通報すること。（本県以外の行政処分手配者であるときは、企画係等を通じて手配県警察に通報すること。）

(5) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書（以下「通知書」という。）は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成すること。

(6) 事後措置

出頭命令書等を交付した場合には、交付日翌日までに、通知書（写しを含む。）、保管した免許証及び出頭命令書・免許証保管証の写しを所属署等に提出するものとする。

2 所属署等の措置

(1) 行政処分手配者認知（発見）処理簿の作成

自所属の認知警察官が取り扱った行政処分手配者（他所属等の認知警察官から引継ぎのあった分も含む。）について、行政処分手配者認知（発見）処理簿（別記第7号様式）を作成し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 通知書等の取扱い

認知警察官から通知書、出頭命令書・免許証保管証の写し及び保管した免許証（免許証を保管したときに限る。）を受領した所属署等は、免許管理課長の必要な指示を受け、

- ・ 手配県警察の行政処分担当課（本県の行政処分手配者であるときは免許管理課）に対し、通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、通知書の写し）
- ・ 住所地県警察の行政処分担当課（県内に住所を有する場合の行政処分手配者であるときは免許管理課）に対し、通知書（住所地県警察と手配県警察が異なる場合に限る。）、保管した免許証（免許証を保管したときに限る。）
- ・ 認知県警察の行政処分担当課（本県が認知県警察であるときは免許管理課）

に出頭命令書・免許証保管証の写し
を速やかに郵便書留で送付すること。

3 国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者に係る出頭命令書及び免許証保管証の交付

行政処分手配者発見時の認知警察官の措置については、1及び2記載の「免許証」を「国際運転免許証」又は「外国運転免許証」に、「出頭命令書・免許証保管証」を「出頭命令書」及び「保管証」に読み替えることとし、当該項目に準じた措置を講じること。

なお、国際運転免許証又は外国運転免許証を保管しない措置を講じたときは、出頭命令書のみを交付することになるので誤りないようにすること。

4 免許管理課の措置

(1) 手配県警察及び住所地県警察である場合の措置

本県以外の認知県警察の行政処分担当課から協議を受けたときは、行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答すること。

(2) 認知県警察である場合の事後措置

所属署等から出頭命令措置の報告を受けたときは、出頭命令通知書、保管した免許証の送付等について指導するとともに、県外の手配県警察及び住所地県警察との協議に基づき出頭命令措置を講じたときは、当該都道府県警察担当課に対して行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡すること。

(3) 手配県警察である場合の措置

ア 処分執行に向けた措置

本県以外の認知県警察から連絡を受けたときは、速やかに行政処分執行の措置を講じるとともに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講じること。

イ 指定日より早い日への変更要求があった場合の措置

行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の申出があった場合には、通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間を考慮し、指定日時を再指定するものとする。

(4) 法第109条第1項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令及び免許証保管の措置を講じるものとする。

(5) 行政処分手配者の出頭時の措置

ア 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で行政処分の内容を告知した上で、処分執行すること。

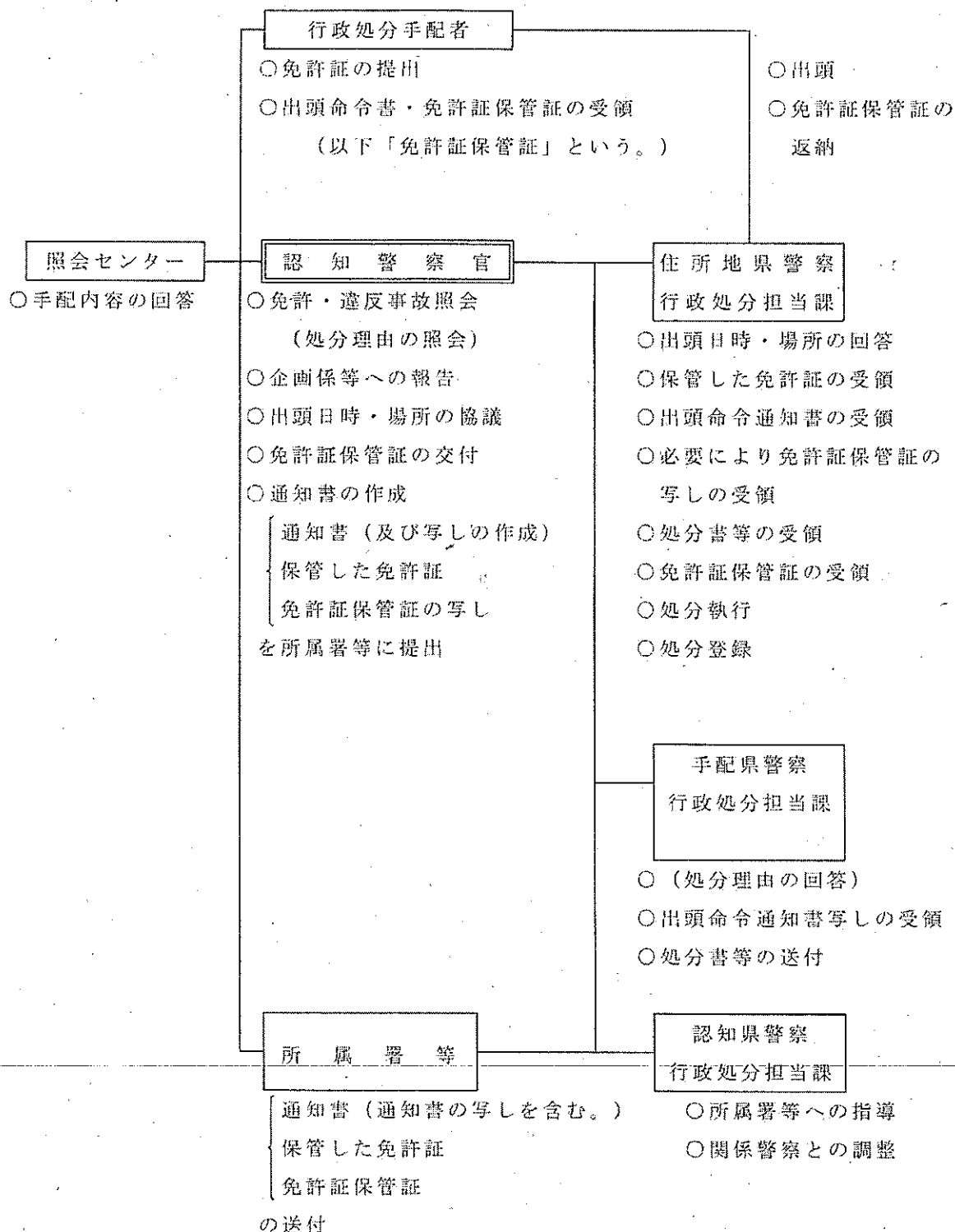
イ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

ウ 出頭命令書・免許証保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還するものとし、取

消処分の場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなすものとする。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者に対しては、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明するものとする。

別表第1（第2関係）

〔行政処分手配者発見から処分執行までの事務処理要領〕

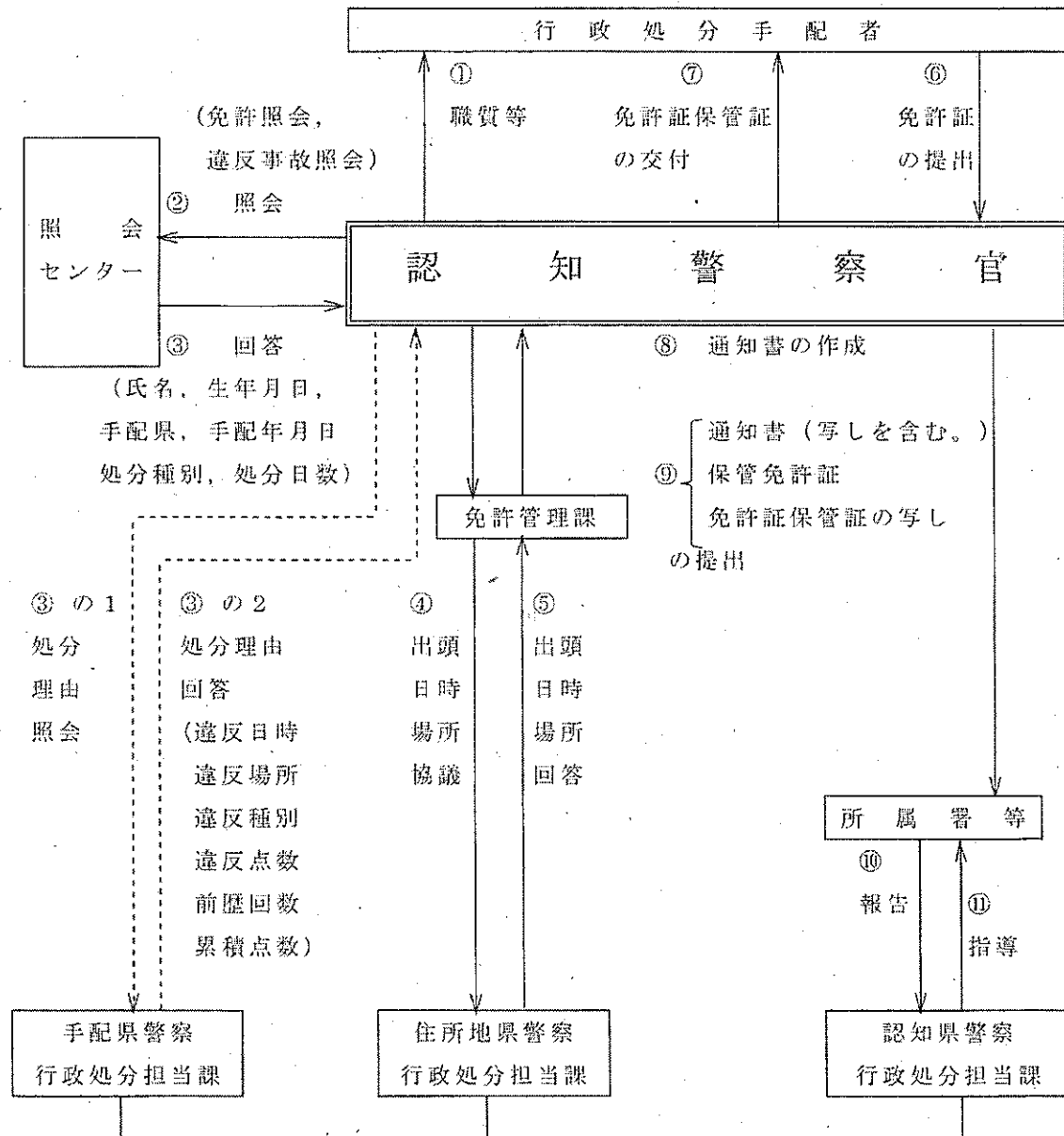


(注1) 国際運転免許証又は外国運転免許証に係る出頭命令については、免許証保管証を出頭命令書又は保管証と読み替えること。

(注2) 通知書とは、出頭命令通知書をいう。

別表第2（第2関係）

〔認知警察官の事務処理要領〕



（注1）処分手配の理由に納得しない者についてのみ、③の1及び③の2の手続きにより詳細な処分理由を確認すること。

（注2）所屬署等以外の警察官が認知した場合は、最寄りの所屬署等に引き継いだ後、免許管理課へ即時報告の上、指示を受けること。

（注3）免許証保管証とは、別表1記載のとおり、出頭命令書・免許証保管証をいう。

（注4）国際運転免許証又は外国運転免許証に係る出頭命令等については、免許証保管証を出頭命令又は保管証に読み替えること。

（注5）通知書とは、出頭命令通知書をいう。

「出頭命令書・免許証保管証」等の記載要領

1 日本国の運転免許証の場合

(1) 出頭命令書・免許証保管証

- 番号～行政処分手配者認知(発見)処理簿と同じ番号を記載する。
(例:鹿児島中央警察署の場合～「中交20-1」等と記載)
- 命令・交付日時～出頭命令書・免許証保管証を交付した日時を記載する。
- 出頭日時～行政処分手配者の出頭日時を記載する。
- 出頭場所～□内にレ印の上、空白部分に出頭場所及び電話番号を記載する。
- 命令交付者の所属及び氏名～行政処分手配者に対して交付した者の氏名を記載し押印する。
- 氏名～行政処分手配者の氏名を記載しフリガナを付ける。
- 性別～該当する男・女の不動文字に○印を付ける。
- 生年月日～行政処分手配者の生年月日及び満年齢を記載する。
- 職業～行政処分手配者の職業を記載する。
- 本籍～行政処分手配者の本籍(外国人の場合は、国籍)を記載する。
- 住所～行政処分手配者の現在住んでいる住所及び電話番号を記載する。
- 免許証～行政処分手配者の所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び公安委員会名を記載する。
- 免許年月日～行政処分手配者の所持する免許証の免許年月日を記載する。
- 免許の種類～行政処分手配者の所持する免種には1を、その他の免種には0を記載する。
- 免許の条件～行政処分手配者の所持する免許の条件を記載する。

(2) 出頭命令通知書

- 作成年月日～出頭命令通知書の作成日を記載する。
- 公安委員会～出頭命令通知書の送付先都道府県を記載する。
- 所属、階級及び氏名～「出頭命令書・免許証保管証」の記載に同じ。
- 住所～出頭命令書・免許証保管証の記載に同じ。
- 氏名～出頭命令書・免許証保管証の記載に同じ。
- 免許証番号～出頭命令書・免許証保管証の記載に同じ。
- 出頭日時～出頭命令書・免許証保管証の記載に同じ。
- 出頭場所～出頭命令書・免許証保管証の記載に同じ。
- 免許証保管の有無～免許証保管の有無を○で囲む。

2 国際(外国)運転免許証の場合

(1) 出頭命令書

- 交付日時～出頭命令書を交付した日時を記載する。
- 住所～行政処分手配者の現在住んでいる住所を記載する。
- 氏名～国際(外国)運転免許証に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナでルビを付す。
- 所属、階級及び氏名～処分手配者に対して交付した者の所属、階級及び氏名を記載し、押印する。
- 出頭場所～行政処分手配者の出頭場所を記載する。
- 出頭日時～行政処分手配者の出頭日時を記載する。

(2) 保管証

- 国際(外国)運転免許証の番号～国際(外国)運転免許証に記載されている番号を記載する。
- 発給期間～国際(外国)運転免許証に記載されているとおり記載する。
- 発給地～国際(外国)運転免許証等に記載されているとおり記載する。
- 発給年月日～国際(外国)運転免許証等に記載されているとおり記載する。
- 運転することができる自動車等の種類～国際運転免許証については、運転できないクラスに×を付す。
外国運転免許証については、運転できるクラスを記載する。
- その他の項目～1の(1)の出頭命令書・免許保管証の免許保管事項欄記載要領に同じ。

(3) 出頭命令通知書

- 国際(外国)運転免許証の番号～2の(1)の記載要領に同じ。
- その他の項目～1の(2)の記載要領に同じ。

別記第1号様式（第1の6(1)関係）

出頭命令書・免許証保管証（番号																			
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに次のとおり出頭を命じます。																			
命令・交付日時					年 月 日 午 前 時 分 後														
出 頭 日 時					年 月 日 午 前 時 分 後														
出 頭 場 所					☐ 免許管理課 (鹿児島市南栄5丁目1-2鹿児島県交通安全教育センター内) ☐ 警察署 幹部派出所 ☐ 県外 (電話 ())														
命令・交付者の 所及 属 階 級 名					署・課・隊 係 印														
氏 名		生 年 月 日		年 月 日 生 (歳)										職 業					
		本 籍																	
		住 所		電話 ()															
		免許証		第 号															
男・女		年 月 日 公安委員会交付																	
免 許 年 月 日		第一種 免 許		二・小・原										年 月 日					
				そ の 他										年 月 日					
		第 二 種 免 許												年 月 日					
免許の 種 類		有 無																	
		種 類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二 二 二 二 二															
免許の条件																			
備考		1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。 2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転しているときは、必ず携帯していなければなりません。 3 この保管証の有効期限が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。																	

(注) 免許証を保管しない場合には、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線で、それぞれ削除し、命令者の押印をしておくこと。

第2号様式 (第1の6(2)関係)

出 頭 命 令 書

SUMMONS

年 月 日
year month day

住 所
Address in japan

氏 名
(Surname) (Firstname) (Middlename)

交付者の所属・階級及び氏名
This summons is issued by

印

In accordance with the provision of paragraph 2, Arricle 104-3
and paragraph 11, Arricle 107-5 of the Road Traffic Law,

出 頭 場 所
you shall appear at

出 頭 日 時
on

年 月 日 時
year month day hours

第3号様式（第1の6(3)関係）

国際運転免許証に係る保管証（表）

NOTICE

- 1 When you appear on or before the designated date, this Deposit Certificate loses effect as of the time you appear.
- 2 This Deposit Certificate shall be regarded as your international driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry this Deposit Certificate with you when you drive a motor vehicle.
- 3 After the term of validity of this Deposit Certificate has elapsed, you must return it to a police officer.

保 管 証

DRIVERS PERMIT
DEPOSIT CERTIFICATE

第 3 号様式 (第 1 の 6 (3)関係)

国際運転免許証に係る保管証 (裏)

国際運転免許証の番号 International Driving permit Number 発給機関 Issued by 発給地 Issued at 発給年月日 Issued on	第 号 年 月 日 year month day			
本邦における住所 Address in japan				
氏名 生年月日 Date of Birth	(Surname) (First name) (Middle name) 年 月 日 year month day			
運転することができる自動車等の種類 Type of Vehicles for which the Permit is valid				
A	B	C	D	E
交付者の所属・階級及び氏名 This Deposit Certificate is Issued on 交付日時 Issued on		印 年 月 日 時 分 year month day hours		
出頭場所 You shall appear at 有効期限(出頭日時) This Deposit Certificate is valid through		年 月 日 時 year month day hours		

外国運転免許証に係る保管証（表）

NOTICE

- 1 When you appear on or before the designated date, this Deposit Certificate loses effect as of the time you appear.
- 2 This Deposit Certificate shall be regarded as your foreign driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry this Deposit Certificate with you, when you drive a motor vehicle.
- 3 After the term of validity of this Deposit Certificate has elapsed, you must return it to a police officer.

保 管 証

DRIVERS PERMIT
DEPOSIT CERTIFICATE

第4号様式(第1の6(3)関係)

外国運転免許証に係る保管証 (裏)

外国運転免許証の番号 Foreign Driving permit Number	第 号
発 給 機 関 Issued by	
発 給 地 Issued at	
発 給 年 月 日 Issued on	年 月 日 year month day
本邦における住所 Address in Japan	
氏 名 生 年 月 日 Date of Birth	(Surname) (First name) (Middle name) 年 月 日 year month day
運転することができる自動車等の種類 Type of Vehicles for which the Permit is valid	
交付者の所属・階級及び氏名 This Deposit Certificate is Issued on	印
交 付 日 時 Issued on	年 月 日 時 分 year month day hours
出 頭 場 所 You shall appear at	
有効期限(出頭日時) This Deposit Certificate is valid through	年 月 日 時 year month day hours

第5号様式（第1の6(4)関係）

出 頭 命 令 通 知 書 年 月 日 公安委員会 殿 所属 階級 氏名 ⑩ 道路交通法第104条の3第4項の規定により、下記の とおり通知します。	
住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
出 頭 日 時	前 年 月 日 午 時 分 後
出 頭 場 所	☐ 鹿児島県警察本部交通部免許管理課 (鹿児島市南栄5丁目1-2鹿児島県交通安全教育センター内) ☐ 鹿児島県 警察署 幹部派出所 ☐ 県外 ()
免許証保管 の 有 無	有 無

第6号様式 (第1の6(4)関係)

出 頭 命 令 通 知 書 年 月 日 公安委員会 殿 所属 階級 氏名 ④ 道路交通法第107条の5第11項において準用する同法第104条の3第4項の規定により、下記のとおり通知します。	
住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
出 頭 日 時	前 年 月 日 午 時 分 後
出 頭 場 所	☐ 鹿児島県警察本部交通部免許管理課 (鹿児島市南栄5丁目1-2鹿児島県交通安全教育センター内) ☐ 鹿児島県 警察署 幹部派出所 ☐ 県外 ()
免許証保管の有無	有 無

行政処分手配者認知(発見)処理簿

番 号	氏 名	生 年 月 日	免 許 番 号	認 知 現 住 所 (アパート・マンション名、号室)	職 業 (所在地、会社名)	手 配 時 住 所 指 令 番 号	前 歴	処 分 種 別	認 知 日 時	手 配 公 安 要 員 番 号	通 知 公 安 要 員 番 号	協 議 先 担 当 者 名	出 頭 指 定 場 所	免 許 証 保 管 の 有 無	考 備
手 配 年 月 日				電 話 番 号	電 話 番 号			処 分 日 数	認 知 者 職 氏 名	手 配 公 安 要 員 番 号	通 知 公 安 要 員 番 号	協 議 先 担 当 者 名	出 頭 日 時	免 許 証 保 管 の 有 無	考 備
							回	日 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	
							回	月 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	
							回	月 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	
							回	火 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	
							回	火 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	
							回	水 点	年 月 時 分		年 月 日	年 月 日	年 月 時 分	有 無	